

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金(以下「修学資金」という。)は、保育士資格の新規取得者の確保を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他施設(以下「養成施設」という。)に在学する者。

2 養成施設卒業後、大阪府(国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とし、東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。)以外の都道府県等において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県等及び当該被災県とする。以下同じ。)内の、次のア～コに規定する従事先施設等において児童の保護等の業務に従事しようとする者。

ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設(保育所を含む)」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
- ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの

キ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

ク 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの

i) 法第59条の2の規定により届出をした施設

ii) i)に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

iii) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について(平成22年3月24日医政発0324第21号)」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設

v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

コ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

3 大阪府内市町村の住民基本台帳に記録されている者又は大阪府内に住民登録はしていないが大阪府内の養成施設に在学する者。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできない。

4 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者。

5 1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算(以下「生活費加算」という。)については、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として保育士資格の取得を支援するものであるので、生活費加算の貸付対象者に係る経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、第2条に規定する養成施設に就学する者

イ アに準ずる経済状況にある者として、都道府県知事等が必要と認める者

(例) 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ・地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ・地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ・国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(貸付対象者の選定)

第3条 貸付対象者の選定に当たっては、養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

なお、貸付対象者の推薦を養成施設へ求める場合にあつては、不当に特定の養成施設に貸付対象者が偏ることのないよう留意するとともに、養成施設から適正な推薦を受ける観点から、常日頃より養成施設との密接な連携を図る。

2 生活保護受給世帯の者などを対象として、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合にあつては、貸付申請は貸付対象者が社会福祉法人大阪府社会福祉協議会(以下「府社協」という。)に直接行い、当該貸付対象者の居住地を管轄する福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)等との連携により適切に行う。

また、東日本大震災等の被災者にあつては、学業優秀、家庭の経済状況等の要件を問わず、養成施設から被災地出身者等であることを確認のうえ、適切に行う。

3 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合には、養成施設への入学選考前に貸付内定を通知するよう努める。

4 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合において、貸付申請者が貸付申請時に生活保護受給世帯の者である場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)は、選定に当たって次のことを確認する。

i) 第2条4のうち学業優秀、家庭の経済状況

(確認書類の例)

○ 学業優秀

養成施設からの推薦に替えて、

- ・貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書
- ・上記以外の場合は、養成施設への就学意欲、資格取得後における保育分野での就労意思等

○ 家庭の経済状況

福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

ii) 貸付による自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見

イ 会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し連絡すること。

ウ 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないこと。

したがって、会長は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書(写)等を貸付対象者から提示させる等により生活保護が廃止されていることを確認する。

i) 貸付申請時に生活保護受給世帯の高校生であって、高校を卒業し、直ちに養成施設に就学しようとする者に対する貸付決定を行った場合

ii) 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、i)以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

5 生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけではなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相俟って、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、会長は、福祉事務所、保育士養成施設等の関係機関と連携を密にし、継続的な支援に努める。

(取組例)

- 保育士養成施設に在学中の出席状況や学業成績等の就学状況に関する定期的な確認及び支援
- 保育士養成施設卒業後の保育関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋
- 保育関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング 等

6 中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認する。

(貸付期間)

第4条 養成施設に在学する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

なお、原則として2年間とするが、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えない。

また、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、第5条に掲げる額のうち学費相当分(月額50,000円以内)の2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

(貸付額)

第5条 月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯(これに準ずる経済状況にある世帯を含む。)の者であって、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算をすることができるものとする。

2 利子は、無利子とする。

3 修学資金は、養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他、参考図書、学用品、交通費等(生活費加算分については在学中の生活費を含む。)に充当するものであるので、貸付金については、第1項に定める金額の範囲内であれば授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならないが、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

ただし、貸付を受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長(里親委託児童の場合は児童相談所長)の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修学環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

2 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第7条 会長は、修学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかになつたとき。
 - (6) 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
 - (7) その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。
- 3 会長は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第8条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大阪府(国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。)以外の都道府県等において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県等及び当該被災県とする。以下同じ。)内の第2条第2項に規定する従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3年間)引き続き(災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学生の意思によらず、大阪府外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。
- 2 保育士登録を行った者が第1項の(1)に規定する業務に従事することができなかった場合であつて、養成施設卒業後1年以内に第1項の(1)に規定する職種以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき第1項の(1)に規定する業務に従事する意思があると認めた場合、第1項の(1)及び第9条の(2)に規定する「養成施設を卒業した日から1年以内」を、「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えて差し支えない。

(返還)

第9条 修学生が、次の各号の一に該当する場合(災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかつたとき。
- (3) 大阪府内において第8の(1)に規定する業務に従事しなかつたとき。
- (4) 大阪府内において第8の(1)に規定する業務に従事する意思がなくなつたとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなつたとき。

(返還の債務の履行猶予)

第10条 (当然猶予) 会長は、修学生が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2(裁量猶予) 会長は、修学生が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(1) 大阪府内において第8の(1)に規定する業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由があるとき。

なお、その他やむを得ない事由は、第8条の(1)に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(返還の債務の裁量免除)

第11条 会長は、修学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 大阪府内において2年以上第8の(1)に規定する業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

2 前項の(1)及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、前項の(3)の返還の債務の裁量免除は、本事業が第8条の(1)に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

3 前項の(3)に該当する場合に免除することができる債務の額は、大阪府内において、第8条の(1)に規定する業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5(中高年離職者等については2分の3)に相当する月数で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

ただし、円未満の小数については切り捨てるものとする。

4 第1項の(2)に規定する返還債務の裁量免除を行う場合、大阪府知事はその妥当性について承認することとする。

(延滞利子)

第12条 会長は、修学生が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

この要綱は、平成30年1月10日から施行する。

この要綱は、平成31年3月11日から施行する。

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けに関し、必要な事項について定める。

(貸付対象)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者とする。

- ①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
- 2 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会(以下「府社協」という)が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている等、非該当の要件ではない者。

(養成施設の役割)

第3条 この事業の実施にあたって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他施設(以下「養成施設」という。)は、常に府社協及び修学生等との連絡を密にし、卒業後等においても、指導等を十分に行うものとする。

(貸付申請)

第4条 申請者は、修学資金貸付申請書(以下「申請書」という。)に必要書類を添付して、養成施設を通じて社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長(以下「会長」という)に申請するものとする。

- 2 養成施設の長は、申請者から申請書の提出を受けたときは、適当と認める者に対して、推薦状及び推薦名簿を添えて会長に提出するものとする。
- 3 貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者は、養成施設への入学前に貸付申請を行う場合、申請書に必要書類を添付して、直接、会長に申請するものとする。
- 4 養成施設の入学前に貸付け決定を行った場合、当該養成施設へ入学しなかったときは、その決定を取り消すものとする。

(貸付額)

第5条 入学準備金、就職準備金、生活費加算は、これらのみを貸付けることはできない。

- 2 生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時のみとする。
なお、生活費加算は、申請者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を、2年間以内の期間を基本として加算するものであり、貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。
- 3 高等教育の修学支援新制度と併給する場合は、次のとおり取り扱うこととする。
 - (1)貸付額および入学準備金は、授業料等減免後の自己負担額の範囲において貸付けることができる。
 - (2)給付型奨学金の支援対象者は、生活費加算の貸付対象外とする。

(連帯保証人)

第6条 個人の連帯保証人を立てる場合は、次の(1)から(6)に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1)独立した生計を営んでいる者。
- (2)日本国内に居住する成年の者。
- (3)申請日において年齢が65歳未満の者。
- (4)住民税が課税される程度の安定した収入がある者。

(5) 日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者。

①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等

(6) 府社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている等、非該当の要件ではない者。

2 法人の連帯保証人を立てる場合は、予め、当該法人が府社協の事前審査を受け承認を得ているものとする。

なお、事前審査の内容は別に定める。

3 法定代理人である連帯保証人が第1項の要件を満たしていない場合は、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。

4 連帯保証人が死亡し、または個人再生や自己破産など債務整理を開始したときは、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。

5 修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)が、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(貸付決定)

第7条 会長は、貸付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは修学資金の貸付けを決定する。なお、貸付けの可否については、書面により、養成施設を通じて申請者に通知するものとする。

(貸付契約)

第8条 貸付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、保育士修学資金借用証書等の必要書類を提出しなければならない。

2 特別な事情がなく、前項の期間内に提出しない者は、修学生となることを辞退したものとみなす。

3 貸付契約の内容に変更が生じた場合は、貸付額・貸付条件変更申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(貸付金の交付)

第9条 会長は、前条の規定により必要書類の提出があったときは、修学資金を交付する。

2 修学資金の交付は、分割の方法によるものとし、原則、1回につき3カ月分ずつを口座振込の方法により交付する。

なお、分割交付の時期は別に定める。

3 第4条3項による申請に基づき貸付決定を行った場合は、養成施設への入学前に、入学準備金のみ交付することができる。

4 当該養成施設への入学に際し、生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)を借り受けている場合は、先に貸付金を償還にあて、貸付金の残額を修学生に交付する。

5 貸付契約の内容に変更が生じ、府社協が必要と認めた場合は、修学資金の交付を休止する。

(返還の債務の当然免除)

第10条 要綱第8条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第11条 要綱第10条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、猶予の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは返還の猶予を決定する。なお、猶予の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

- 3 修学生は、返還猶予を開始した日の属する月から1年毎の該当する時期に、府社協に現況報告書および業務従事期間証明書を提出しなければならない。
- 4 修学生が、前項の申請や提出を行わない場合は、貸付契約を解除する。
- 5 疾病、負傷、育児休業等の事由による履行猶予の最長期間は次のとおりとする。
 - (1)療養のためは、3年。
 - (2)産前・産後休業は、出産予定日の6週間前、出産の翌日から8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)。
 - (3)育児休業は、子が1歳(一定の場合において1歳2カ月。保育所等に入所できない等の理由がある場合1歳6カ月、それでも保育所等に入所できない等の理由がある場合2歳。)に達する日までの期間。
父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達する日までの間の1年間。
 - (4)介護休業は、3カ月。

(返還の債務の裁量免除について)

- 第12条 要綱第11条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。
- 2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。
 - 3 要綱第11条第1項の(1)及び(2)に該当する場合に免除することができる債務の額は、返還する能力を失うに至った事由の程度により、会長が定める額とする。

(返還の方法)

- 第13条 修学生が、要綱第9条の各号のいずれかの事由に該当し、修学資金を返還しなければならなくなったときは、当該事由に該当することとなった日(要綱第10条の規定により返還の猶予を受けている場合は、当該猶予期間が満了したとき)から速やかに、修学資金返還計画書を府社協に提出しなければならない。
- 2 要綱第9条に規定する返還は、貸付けを受けた修学資金の均等額を、月賦により口座振替の方法によるものとする。
ただし、この方法によらず、繰り上げて返還をすることができる。

(一時返還)

- 第14条 会長は、前条に規定する方法により返還させることが適当でないと認めるものについては、貸付けした修学資金の全額を一時に求めることができるものとする。

(延滞利子)

- 第15条 修学生が災害その他やむを得ない事由により、貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収しないこととすることができる。

(届出義務)

- 第16条 修学生は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に規定する様式等により、直ちに会長に届け出なければならない。ただし、養成施設に在学中は養成施設を通じて届け出るものとする。
- (1)修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。
 - (2)修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
 - (3)修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
 - (4)修学生が留年したとき。
 - (5)修学生であることを辞退するとき。
 - (6)連帯保証人が死亡したとき

- 2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届に事実を証明する書面を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。
- 3 修学生が、大阪府内において児童の保護等の業務に従事したときは業務従事開始届により、業務従事先を変更したとき又は児童の保護等の業務に従事しなくなったときは業務従事先等変更届に業務従事期間証明書を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

(従事期間の計算)

第17条 修学生が児童の保護等の業務に従事した後、求職活動を行う次の期間は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。

- (1) 6カ月以上業務に従事した場合は、3カ月間
- (2) 6カ月未満業務に従事した場合は、1カ月間

- 2 修学資金の免除及び猶予の算定の基礎となる従事期間の計算は、児童の保護等の業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(返還金の催告)

第18条 事前通知なく返還金が延滞している場合、修学生および連帯保証人に対して督促状を発送し、電話または文書、訪問による催告を行う。

(調査)

第19条 府社協は、修学生、法定代理人および連帯保証人の所在、生活状況や返還状況に不明な点があるときは、電話または文書により、住所地や勤務地の状況を関係者に照会し、または実地による調査を行う。

(返還金の延滞に係る措置)

第20条 正当な理由なく返還金が延滞し、府社協からの催告または調査に応じない時は、民事訴訟法等に基づき、法的措置を取る。

(費用の負担)

第21条 修学生および連帯保証人は、本契約に関し、府社協において債権の保全または行使のために支出したすべての費用を負担する。

- 2 修学生および連帯保証人は、府社協の指定する金融機関へ振込により返還を行う場合、当該振込にかかる手数料を負担する。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に基づく債務に関する訴訟の必要性が生じた場合、府社協の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とする。

(借用証書等の返却)

第23条 修学生および連帯保証人は、債務の完了にあたり返還者が数人ある場合、そのいずれの者に対して借用証書等を返却されても異議を申し立てることはできない。

附 則

- 1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。

